

## ○審議事項2

## 令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)について

## 1 事業概要

- ・農林水産大臣から命令を受け駆除を実施する。
- ・駆除については、林野庁と県が委託契約を締結し、県が実施する。

## 2 農林水産大臣命令区域の県の設定方針

- ・本県においては、太平洋沿岸部の被害最先端地域である気仙沼地域を対象に実施する。
- ・高度公益機能森林である。
- ・三陸復興国立公園、県立自然公園地域内にある重要なマツ林である。
- ・観光地など特に優先される地区である。



## 区域一覧

地区名	面積(ha)	地区の概要
舞根	44.86	県立自然公園内であり、区域付近にある九九鳴き浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
亀山	72.08	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所であり、区域にある十八鳴浜の鳴り砂は天然記念物に指定されている。
竜舞崎	5.15	三陸復興国立公園内であり、大島を代表する観光名所である。クロマツ林の遊歩道と岩礁の景観が魅力となっている。
御崎	18.25	三陸復興国立公園内であり、唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのスタート地点となっている。
巨釜	5.93	三陸復興国立公園内であり、代表的なリアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースの中継地点となっている。
半造	7.20	三陸復興国立公園内であり、代表的なリアス式海岸が見られる唐桑半島を代表する景観地であり、オルレコースのゴール地点となっている。
合計	153.47	

※令和4年度実施区域からの変更はなし

# 令和5年度農林水産大臣命令の区域(案)

## 事業種類及び命令区域

第1項第1号(伐倒駆除)  
第2項(特別伐倒駆除)

- ・舞根
- ・亀山
- ・竜舞崎
- ・御崎
- ・巨釜
- ・半造

の6地区

【箇所1 舞根地区】  
・伐倒駆除  
・特別伐倒駆除

【箇所2 亀山地区】  
・伐倒駆除  
・特別伐倒駆除

【箇所4 御崎地区】  
・伐倒駆除  
・特別伐倒駆除

【箇所3 竜舞崎地区】  
・伐倒駆除  
・特別伐倒駆除

【箇所5 巨釜地区】  
・伐倒駆除  
・特別伐倒駆除

【箇所6 半造地区】  
・伐倒駆除  
・特別伐倒駆除

- 三陸復興国立公園 
- 県立自然公園 
- 高度公益機能森林 
- 大臣命令区域 

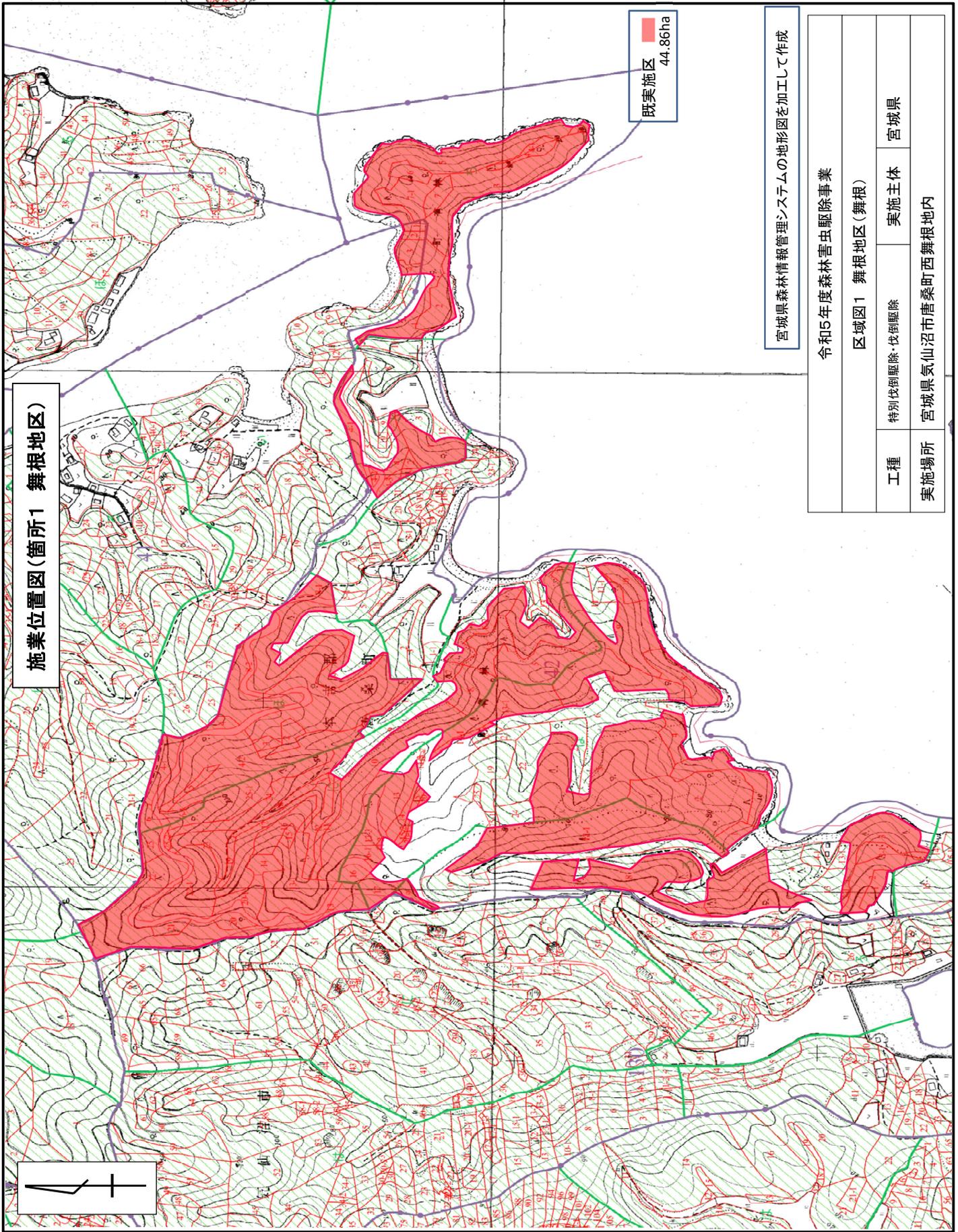
気仙沼市

令和5年度森林害虫駆除事業委託

要望箇所位置図

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内 外5箇所		

国土地理院の電子地形図を加工して作成

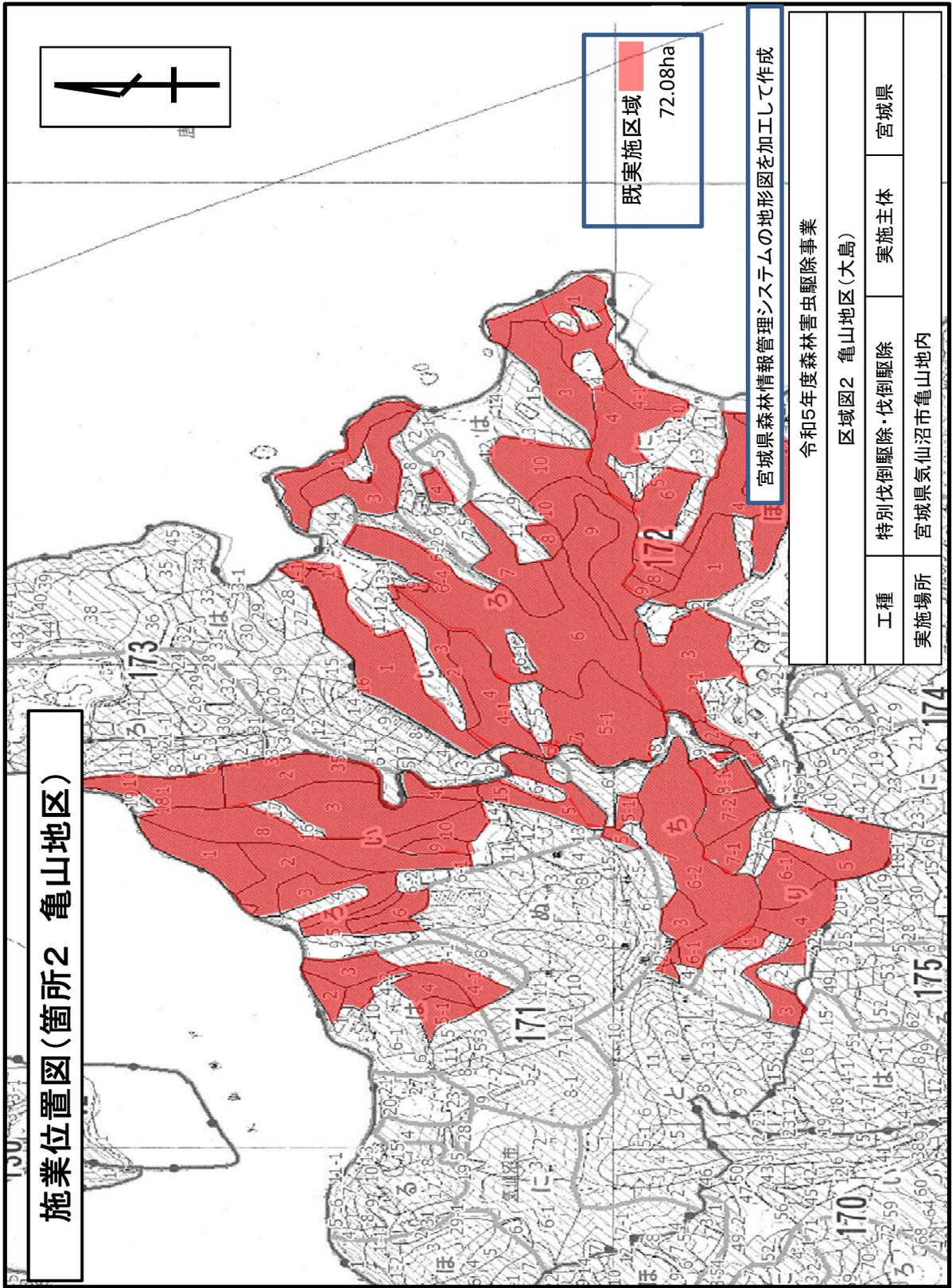


宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業

区域図1 舞根地区(舞根)

工程	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町西舞根地内		



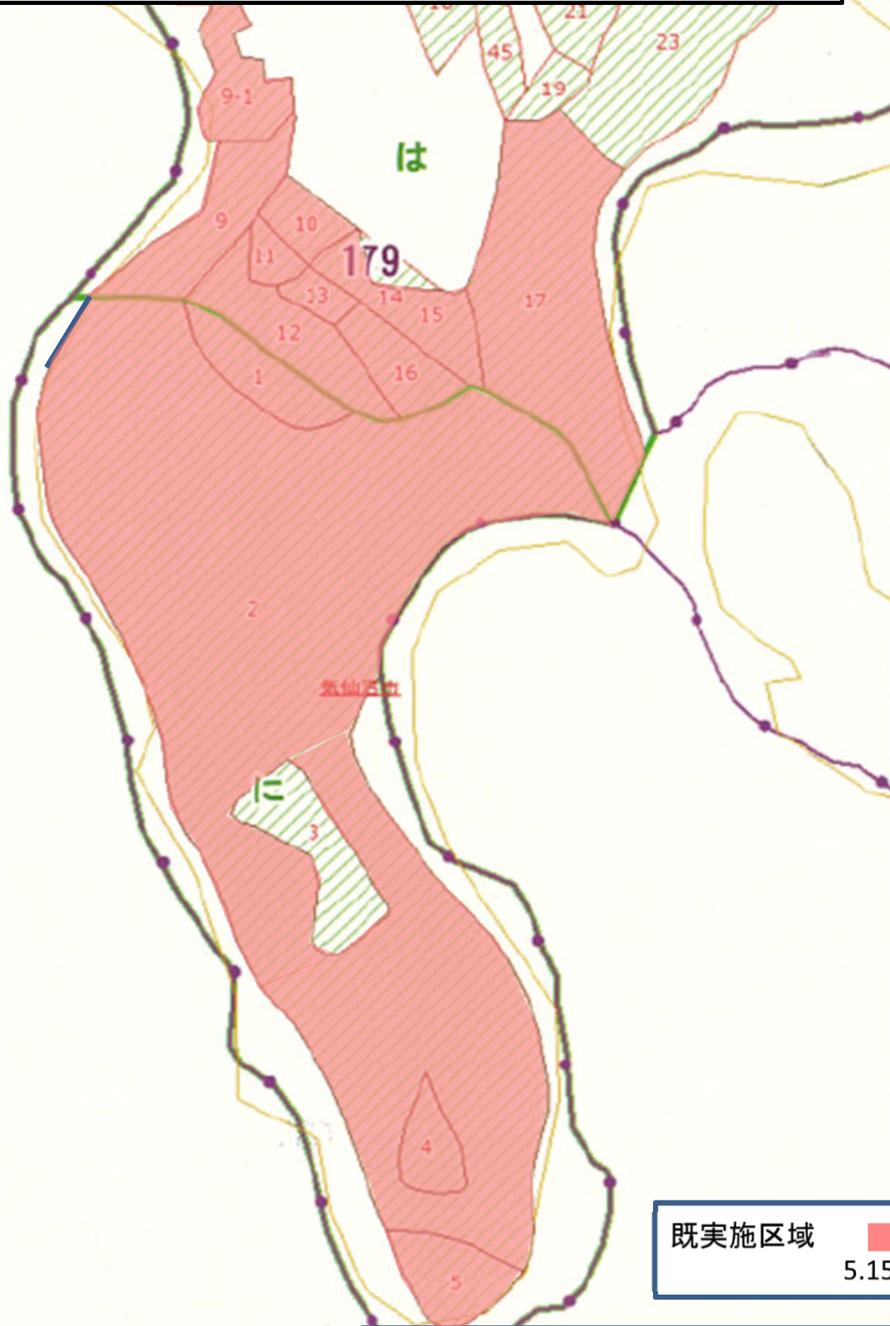
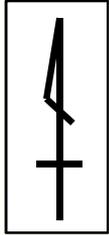
施業位置図(箇所2 亀山地区)

既実施区域  
72.08ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業			
区域図2 亀山地区(大島)			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市亀山地内		

# 施業位置図(箇所3 竜舞崎地区)



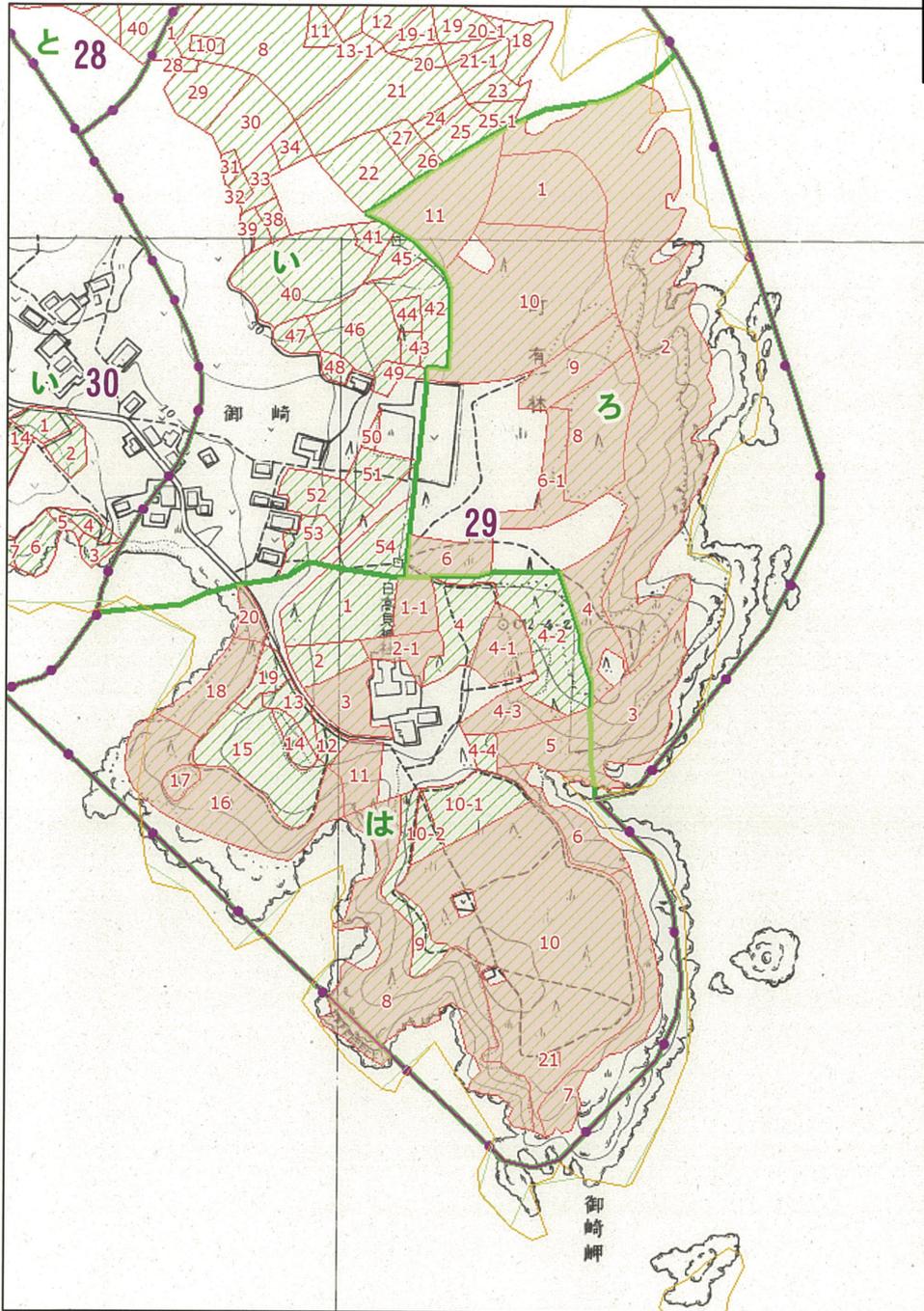
宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業委託

区域図3 竜舞崎地区(大島)

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市横沼地内		

# 施業位置図(箇所4 御崎地区)



既実施区域   
18.25ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成

令和5年度森林害虫駆除事業委託

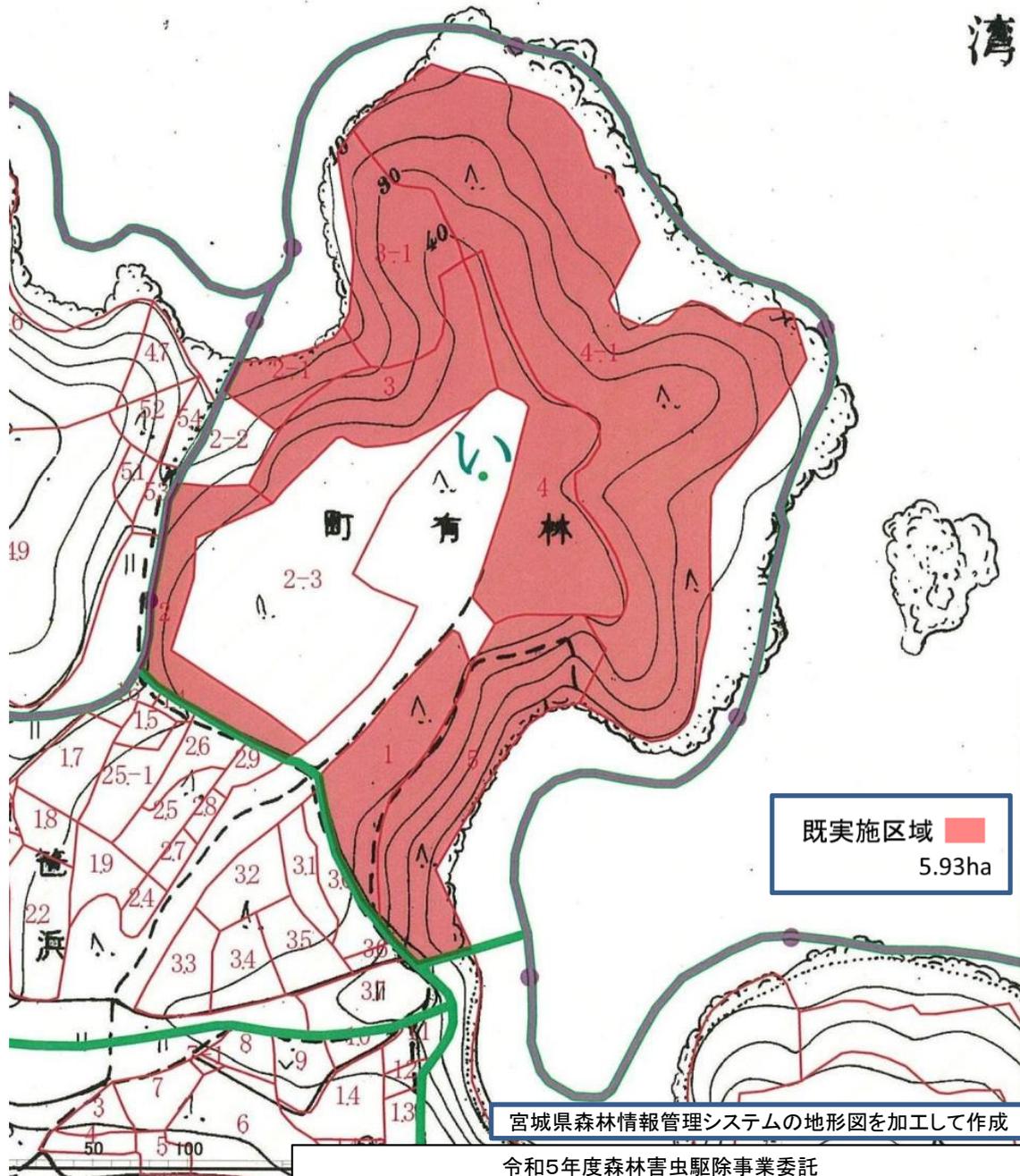
区域図4 御崎地区

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町小長根地内		

# 施業位置図(箇所5 巨釜地区)



湾

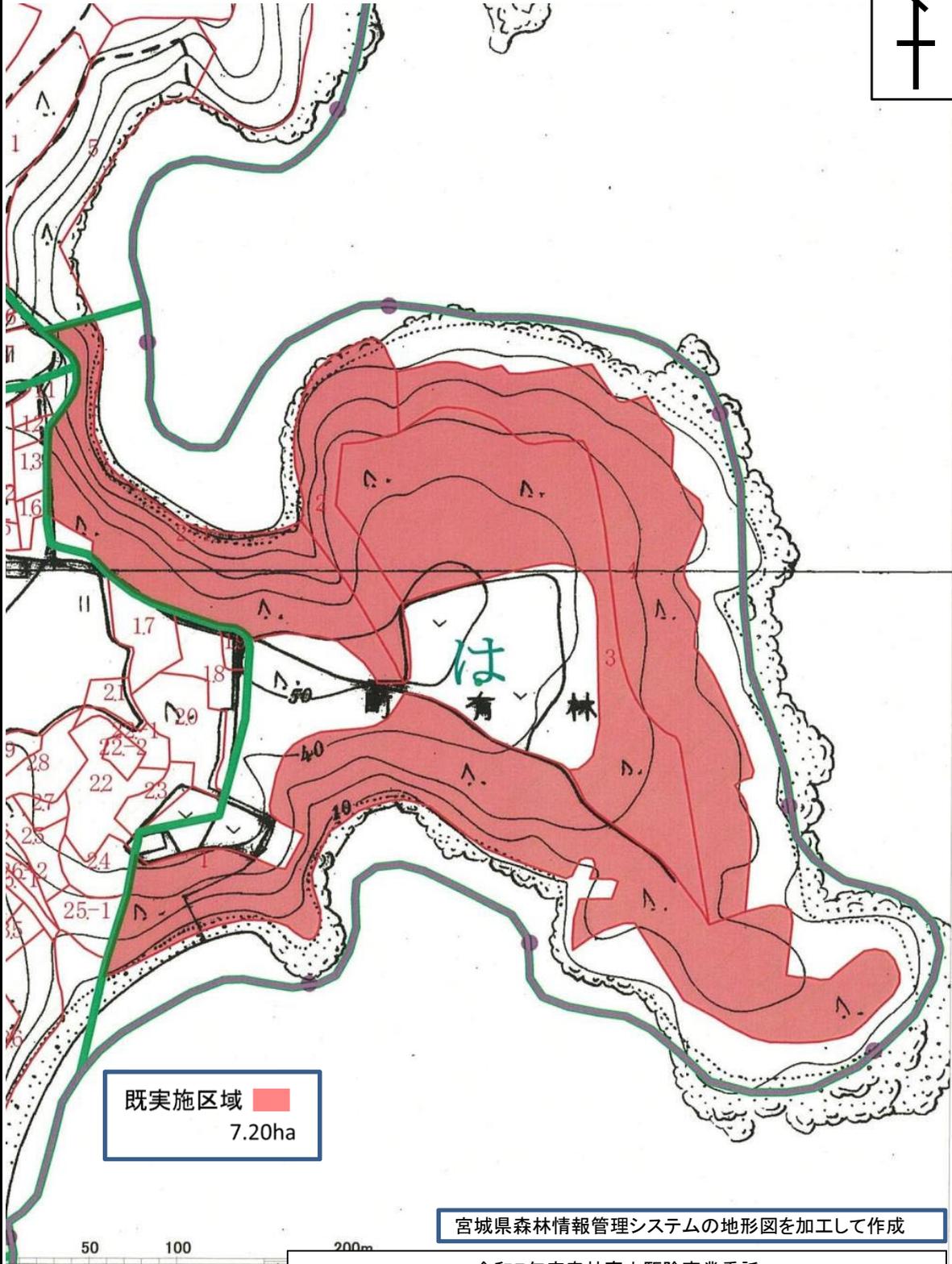


令和5年度森林害虫駆除事業委託

区域図5 巨釜地区

工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町中地内		

# 施業位置図(箇所6 半造地区)



既実施区域 ■  
7.20ha

宮城県森林情報管理システムの地形図を加工して作成



令和5年度森林害虫駆除事業委託			
区域図6 半造地区			
工種	特別伐倒駆除・伐倒駆除	実施主体	宮城県
実施場所	宮城県気仙沼市唐桑町小長根地内		